

全国一斉生活保護ホットライン報告書

■実施概要

実施期間 2017年12月11日を中心とした日程

実施弁護士会数 52弁護士会

(50弁護士会は全国统一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 2弁護士会は独自番号で実施)

■実施結果(回答のあった弁護士会=52弁護士会)

1 相談件数 979

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
2010年	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	632
	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	6月9日前後	全国一斉労働相談ホットライン	446

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
309	3

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	6	32	84	128	155	220	354

4 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他	不明
171	356	14	2	0	27	1	102	46

5 生活保護受給の有無

受給中	未受給			不明
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
360	508	104	238	20

6 不安の訴え

保護が打ち切られるのでは	DV・夫に連絡がいくのでは	役所の指導が厳しくなるのでは	親族に扶養を要求され、迷惑がかかるのではないかと	生活保護を受けることに後ろめたさを感じる	外出しにくくなった	怖くてTV・新聞・週刊誌がみられない	人の目が怖くて記になる	夜眠れなくなった
25	2	3	15	12	3	1	5	3
薬の量が増えた(鬱など)	食欲が落ちた	体調が悪くなった	自分は生活保護を受けられないのではないかと	その他	不明	生活保護相談以外		
1	0	13	146	293	1	10		

7 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
9	23	2	14	6	0	1	13	93
不明								
2								

8 緊急性のある相談(未受給)

食べるものがない	ライフラインが止まっている	病院に行けない	住処を追い出されそう	ホームレス状態にある	所持金が1万円未満	不明
7	5	4	8	4	17	2

9 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	保護費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)するといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	その他
13	23	1	10	0	3	7	12	90
不明								
3								

10 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
18	43	222	2	2

11 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた	他機関紹介
615	22	50	52

※回答のあったもののみカウント。

※複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談等もあった。

※本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、
貧困問題対策本部の調査，研究結果に基づくものです。

2017年12月11日を中心に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

これまで行ってきた生活保護ホットラインと同様に、「申請したが拒否された」、「5回目の相談でようやく申請書がもらえた」、「親族に扶養してもらいなさいといわれ、申請させてくれない」、「病気のため通勤に自動車を利用しないと辛いのに利用を認めない」など、福祉事務所の対応が違法または違法の可能性のある相談が未だに散見されました。

また、前回の生活保護費の引下げに続き、新たな引下げの報道がなされていることを受けて、「これ以上減らされたら生活できなくなる」、「今後もどんどん減らされるのか」などの不安の声も多数寄せられました。

相談の傾向としては、年齢をお答えいただいた相談の中で70代以上の方からの相談が、35%超（220件／625件）に及び、高齢者からの相談が占める割合がこれまで以上に大きくなりました。「自分は生活保護を受けることができるのか」という相談も全相談の15%近くあり（146件／979件）、7件に1件を上回っており、低年金、無年金を背景に、将来に不安を覚える高齢者からの相談が多かったことも特徴です。

他方で、当ホットラインの設置自体に対する反対の声や、趣旨の問い合わせ、保護受給者への批判など複数寄せられ、生活保護に対する偏見やスティグマが未だ強いことも感じられました。

【違法または違法の可能性のある事例】

- 申請したが拒否された。
- 福祉事務所の5回目の相談でようやく申請書がもらえた。
- 所持金が6千円以下でないと申請できないといわれ、申請させてくれなかった。

→ 申請の意思を明確にしているのに、申請を拒否したり、申請書すら渡さないのであれば、申請権侵害であって違法です。また、本来所持金をはじめとする資産の調査は、申請後に行われ、調査の結果基準を超える場合には却下されるというだけですので、申請自体を拒否する理由にはなりません。申請を受け付けてもらえない場合、一定の要件を満たした場合には、法テラスへの委託援助事業を利用した弁護士による申請代理・申請同行が可能です。

○親からの援助が受けられるであろうという推測で申請が受け付けてもらえない。

○どこにいるかもわからない父に扶養してもらうよう言われ、申請できなかった。

○兄弟に扶養してもらうよう言われ、申請できなかった。

○その他家族に扶養してもらいなさいと言われ、申請できなかった事例多数。

→ 親族の扶養は生活保護の要件ではありません。

ただ、親族に扶養してもらうよう求められ、申請できなかったという声は多く寄せられており、全国の窓口で間違った運用がなされていると言えます。申請を受け付けてもらえない場合、一定の要件を満たした場合には、法テラスへの委託援助事業を利用した弁護士による申請代理・申請同行が可能です。

○家賃が高いので、引っ越してから申請に来なさい。

→ 家賃が住宅扶助費以下であることは、生活保護申請の要件ではありません。

家賃が住宅扶助費を超える場合、生活保護の開始後に転居指導がなされる場合がありますが、その場合も住むことが絶対に禁止されているわけではなく、わずかに上回っている場合など、他の生活費を節約して家賃を支払うことで住み続けられる場合もあります。

○自宅と畑があるから保護は受けられないといわれた。

○義妹の支援をしてきたが限界に近い。生活保護を受けたいが、家売るよう言われた。

○家や家財道具を処分しないと保護は受けられないといわれ申請できなかった。

→ 住宅ローンがある場合を除いては、持ち家は、高価（地域によって異なりますが、時価2000万～3300万円程度が一つの目安となります。）でない限り、処分しなくても保護を利用できます。また、仮に持ち家、田畑等の資産を処分しなくてはならない場合でも、処分に時間がかかり、現在生活ができないのであれば、生活保護を受給してから資産を処分することで足りります。

○DVで逃げてきたのに、住民票上の住所地でないと申請できないといわれた。

→ 生活保護は、申請者が現在いる自治体にも実施責任があります(現所在地主義)。そのため、住民票の住所地でないと申請できないということはありません。

○震災の見舞金を貰ったところ、「保護を打ち切る。無くなったら再申請せよ」と言われた。

→ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に支払われる保証金、保険金、見舞い金のうち、自立更生のために当てられる額については、収入認定の対象外とされています。

また、収入認定対象となる一時的な収入があった場合でも、その後は収入の見込みがない場合には、保護の打ち切り(廃止)ではなく、保護の停止の措置を取ることが可能です。

○公共交通機関の利用が不便な場所に住んでいる。通院に車が不可欠だが、車を処分するよう言われている(申請中)。

○要介護の親を介護中。近くに頼れる親族もない。通院のために車が必要だが車の処分を求められており、保護の辞退を検討している(受給中)。

○通勤でバスを利用しているが、心臓病がありバス停に歩いていくのも体調が悪くなるので、車の使用を許可してほしい(受給中)。

→ 自動車の使用については、一定の場合に認められています。公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤や通院に必要な場合や、障がい者が通勤、通院のために必要な場合などです。

今回のホットラインでも、地方を中心に自動車の保有を求める声が多数ありました。特に地方では公共交通機関網が乏しく、車がなければ生活に支障が出る場所も多数あると思われ、車の保有、使用については今後も運用の改善を求めていく必要は高いと思われまます。

その他の特徴的な声	
未受給者	貯金が底をつきそう。
	仕事ができない。生活保護が受けられるか。
	将来働けなくなって年金だけになった時に受給できるか。

	<p>現在地預貯金はあるが娘からの仕送りが困難となりつつある。将来が不安。どんな時に生活保護が受けられるのか。</p>
受給者	<p>保護費がまた減らされるとの報道があったが、これ以上減らされたら生活できなくなる。</p>
	<p>今後もどんどん減らされるのか。</p>
	<p>最近なされた生活保護基準引き下げへの問い合わせ</p>
	<p>毎年、通帳を記帳して調べられるのが不愉快。</p>
	<p>受給中だが、自動車やバイクの保有は認められるか。</p>
	<p>役所の対応が悪い（受給には影響なし）。</p>
	<p>弟が生活保護を受けているが、福祉事務所から援助の要請が来た。</p>
	<p>大家が変わり、退去を求められている。</p>